令和3年(2021年)3月12日 子ども文教委員会資料 子ども教育部保育園・幼稚園課 子ども教育部幼児施設整備課

(第25号議案)

中野区保育所条例(昭和36年中野区条例第3号)の一部を改正する条例

中野区保育所条例新旧対照表	
改正案	現行
(設置)	(設置)
第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。	第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。
以下「法」という。)第35条第3項の規定に基	以下「法」という。)第35条第3項の規定に基
づき、中野区保育所(以下「保育所」という。)	づき、中野区保育所(以下「保育所」という。)
を次のとおり設置する。	を次のとおり設置する。
名称 位置	名称 位置
中野区沼袋保育園 (略)	中野区沼袋保育園 (略)
~	~
中野区丸山保育園 (略)	中野区丸山保育園 (略)
	中野区仲町保育園 東京都中野区中央二丁目
	52番15号
中野区弥生保育園(略)	中野区弥生保育園(略)
~	~
中野区江原保育園 (略)	中野区江原保育園(略)
 第 2 条 ~ 第 7 条 (略)	第2条~第7条 (略)
付則(略)	付則(略)
1.7 ×3 /141/	13 73 (11)
77.1. 13.1	
<u>附 則</u>	
この条例は、令和3年4月1日から施行する。	